

第79回淡路島まつり「花火大会」 キッチンカー 出店募集要項

淡路島まつり実行委員会では、第79回淡路島まつり「花火大会」開催にあたり、キッチンカーの出店を募集します。

夏の淡路島の一大イベントを、華やかで賑わいのある、来場者の皆さまに安心して楽しんでいただける『まつり』とするためにご協力いただける方々の応募をお待ちしています。

出店を希望される方は、この募集要項をご精読いただき、内容を了承の上、お申し込みください。

1. 開催概要

- 名 称 第79回淡路島まつり「花火大会」
- 開催日時 令和8年11月8日（日） 1日間
18時から18時30分
- 開催場所 大浜公園
- 主 催 淡路島まつり実行委員会
※荒天時中止（中止に伴う延期はありません。）

2. 出店概要

（1）出店管理【問合せ先及び書類送付先】

淡路島まつり露店受付係〔事務局：洲本市商工観光課〕
〒656-8686 兵庫県洲本市本町3-4-10
TEL：0799-24-7613（平日9時00分～17時00分）

（2）出店日時・場所

日程 令和8年11月8日（日）
時間 10時00分～20時30分
場所 大浜公園内

※出店場所は、主催者が指定する露店出店エリア内の区画（大浜公園内）です。

詳細は『第79回淡路島まつり 花火大会 会場図』を参照

※出店区画は、申し込みの受付順に①から割り振らせていただきます。

※営業時間については、変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

（3）募集店舗数

キッチンカー及び移動販売車（飲食物を販売するものに限る） 10台

（4）出店区画

キッチンカー（1区画）：間口 5.0m × 奥行 2.5m

(5) 出 店 料

30,000円(税込)

※出店者は、「淡路島まつり」の開催に係る経費に充てられることを了知の上、出店料を支払うものとします。

※販売品目等に関わらず、出店料は同額とします。

※出店を取り下げる(キャンセル)場合は事務局までご連絡ください。

なお、10月30日(金)までに連絡があった場合のみ、全額を返金いたしますが、10月31日(土)以降、キャンセル等で出店しない場合、並びに主催者の責めに帰さない事由(気象状況、地震等の災害の発生及び開催を妨害する行為など)により、主催者が開催内容の全部、または一部を中止した場合、また、営業時間を変更(短縮を含む)した場合等、いかなる場合も出店料は返金しません。

※主催者側で、電気設備・ライト(灯り)・水(水道)等は用意いたしません。

各自でご持参ください。

(6) 申込資格

下記すべてに該当するもので、この募集要項に定める条件を満たし、各規定を遵守することができる個人又は法人とする。

① 原則として、淡路島内に住所を有している個人または淡路島内に本店、支店または事業所を置いている法人。ただし、実行委員会会長が特に認めた場合は、この限りではない。

② 出店申請者が満18歳以上(学生は除く)

(7) 申込方法

第79回「淡路島まつり」公式サイト内にある「淡路島まつり露店等出店申請書」等をダウンロードして必要事項をご記入の上、お申込みください。なお、ダウンロードできない場合は、露店受付係(事務局)に「出店申請書」等の書類を設置していますので、窓口までお越しください。(公式サイト <http://www.awajishimamatsuri.jp>)

申請書は、淡路島まつり露店受付係(事務局)に、持参にてお申込みください。

出店場所の説明をいたしますので、持参のみとさせていただきます。

なお、出店料は説明会時にお支払いいただきます。

※窓口での受付は、平日の9時00分から17時00分までです。

※提出書類の詳細については、P4をご確認ください。

(8) 申込締切日

令和8年9月15日(火) ※必着

(9) 審 査

申請書類を審査した結果、この募集要項に定める条件及び各規定に反するものと主催者が判断した場合は、出店申請書不受理通知書を申請者に通知します。

※書類提出後、出店に関して問題がない場合には、事務局(露店受付係)から連絡いたし

ませんので、(10) 抽選会及び説明会にご出席ください。

(10) 出店者説明会

日時：令和8年10月2日（金）10時00分～（受付9時45分～）

場所：洲本市役所 2階 201 会議室（〒656-8686 洲本市本町 3-4-10）

※説明会には必ず出席いただきますようお願いします。

欠席の場合は、出店不可となりますので、ご注意ください。

※出店料を持参ください。

(11) まつりの中止

本書9ページ「(9) 出店料及び営業補償の考え方」をご覧ください。

3. 応募から出店までのスケジュール

■申込資格の確認・保健所への確認 【参照：P4】



■出店申請書の提出締め切り 【参照：P4】

令和8年9月15日（火）

必要書類の作成・提出



■出店申請書不受理通知書の送付 【参照：P5】

令和8年9月16日（水）～



■出店者説明会・出店料のお支払い 【参照：P6】

令和8年10月2日（金）



■出店許可証等の郵送 【参照：P6】

令和8年10月頃



■出店期間

◇花火大会 11月8日（日）

4. 応募から出店までのスケジュール（詳細）

申込資格の確認	この募集要項に定める条件及び遵守事項等を確認し、内容を了承したうえで申し込みください。
保健所へ事前確認・営業許可等手続き ※食品を調理・販売する場合	食品の調理、販売には、食品衛生法による露店の営業許可が必要です。 営業許可をお持ちの方は、許可内容を確認し、不明な点は洲本健康福祉事務所にお問い合わせください。 また、<u>取り扱える品目は、許可条件の範囲内で、原則、販売直前に加熱調理されたものに限り</u>ます。野菜、果物、肉、魚も加熱せずに調理加工し、提供することはできません。 ただし、一部例外もありますので、営業許可内容を確認し、提供品目について不明な点は、事前に洲本健康福祉事務所に問い合わせてください。 〔参考情報：キュウリの一漬け、販売時に皮を剥く・カットする等の加工をする生フルーツ、タピオカ等は提供不可。その他要確認。〕 ※洲本市の場合は、兵庫県健康福祉事務所（保健所）の営業許可が必要です。 （許可証の営業区域に洲本市を含む区域又は「兵庫一円」と記載されているもの） ※許可申請等に必要な費用は、出店申請者で負担してください。 洲本市を管轄する県健康福祉事務所 兵庫県淡路県民局洲本健康福祉事務所（洲本保健所） 洲本市塩屋2丁目4-5 TEL：0799-26-2065（食品薬務衛生課）
出店申請書等の提出	【申込締切日】 令和8年9月15日（火） 【提出書類】 ① 淡路島まつり露店等出店申請書＜様式1号＞ ② 淡路島まつり誓約書（出店申請者）＜様式2号＞ ③ 営業補助者登録申請書及び誓約書＜様式3号＞ ※<u>営業補助者を</u>出店当日追加や変更することはできません。 ②③については、申請者及び営業補助者全員の身分証明書の写しが必要です。 ※運転免許証 又は 住民基本台帳カード（写真付）又は マイナンバーカード 所持していない場合は、以下の本人確認書類を用意してください。 [いずれか1点用意するもの] ・パスポート（旅券） ・健康保険証＋顔写真 ・年金手帳＋顔写真 ※顔写真は、タテ4cm×ヨコ3cm程度 ※日本国籍以外の方については、在留カード ④ 営業活動に伴う保険加入証の写し（当日が対象のもの・1日保険も可）

	※提出については、④のみ後日提出も可。（10月9日まで） 【食品の調理・販売を行う場合の確認書類】 ⑤ 営業許可証の写し又は営業許可申請書（保健所の受付印があるもの）の写し ⑥ 食品衛生責任者の資格書の写し又は資格講習会申込書の写し ※有効期限の切れたものは不可です。 ※同じ許可証をコピーして他の方が申請することはできません。 ※施設所在地が、「県下一円」「淡路島内」又は「洲本市内」のものに限ります。 【申込方法】 上記 提出書類に必要事項をご記入の上、事務局（露店受付係）へ持参にてお申込みください。<u>郵送・FAX等では受付しませんので、ご注意ください。</u> ※書類提出後 出店に関して問題がない場合には、事務局（露店受付係）から特に連絡することはありません。 ◇必要書類は以下から入手してください。 ① 事務局（露店受付係）（配布時間 平日9時00分～17時00分） ② 淡路島まつり公式サイトよりダウンロード http://www.awajishimamatsuri.jp/ 【提出先・お問合せ先】 〒656-8686 兵庫県洲本市本町3-4-10 淡路島まつり花火大会 露店受付係〔事務局：洲本市商工観光課〕 TEL：0799-24-7613（平日9時00分～17時00分） 【注意事項】 ①提出された書類は返却しません。また、提出書類は「淡路島まつり露店等出店募集」以外の目的で使用しません。 ② 提出書類において不備又は虚偽の記載があると判明した場合は、申込みを無効とします。 ③ いかなる理由があっても、申込書の記載内容と本人確認書類の内容が異なる場合は無効とします。 ④ 鉛筆書きは不可とします。黒ボールペンでご記入ください。 ⑤ <u>印字が薄く見えないもの、光の加減で見えない（読めない）もの、顔写真が分からないものについては不可とします。また、漢字や読み仮名も読めるように丁寧に記載してください。</u> ⑥ 住所は、住民票記載の住所を記入してください。 ⑦ 書類提出に要する費用は、出店申請者で負担してください。
出店申請書 不受理通知書送付	令和8年9月16日（水）以降、随時発送予定 申請書類を審査した結果、この募集要項に定める条件及び各規定に反するものと主催者が判断し、不受理を決定した場合は、出店申請書不受理通知書により申請者に郵送します。不受理通知を受け取った応募者は、出店出来ません。

出店説明会	【日 時】 日時：令和8年10月2日（金）10時00分～（受付9時45分～） 【会 場】 洲本市役所 2階 201 会議室 （〒656-8686 兵庫県洲本市本町3-4-10） ※会場への入場は、申請者本人又は代理人に限ります。 ※出店の注意事項等の説明会を行います。 ※出店申請者本人又は代理人は必ず出席してください。
出店料のお支払い	<u>出店料は、出店説明会の当日に徴収いたしますので、お忘れのないようお願いいたします。出店料のお支払いが無い場合は、出店不可となります。</u> ■花火大会 30,000円（税込）
その他申請等	その他、出店にあたり必要な申請及び届出等は、出店申請者で行ってください。
出店許可証の交付	出店に係る書類を警察へ提出する必要があります。<u>警察から承認後</u>、出店申請責任者に出店許可証を郵送します。必ず営業開始までに許可証を受取り、店舗の見やすい場所に掲示してください。 ※出店許可証の再発行は行いませんので、イベント当日まで大切に保管してください。

5. 露店出店に関する遵守事項

（1）基本事項

「淡路島まつり」を支える一員として、すべての来場者にご満足いただけるよう、安全衛生及びサービス・モラルなど、徹底するよう心がけてください。

この要項に定める出店条件や規定などを逸脱するような行為が見受けられる店舗については、主催者より指導する場合があります。なお、従わない店舗には、期間中であっても即時閉店の措置をとる場合があります。

その際、いかなる場合においても出店料は返金しません。また、翌年度以降の出店及び営業としての登録を認めない場合があります。あらかじめご了承ください。

（2）出店応募に関して

① 出店申込みが規定の店舗数に達しない場合、主催者は、出店エリアの縮小等必要な措置を講じる場合があります。

② 食品を販売する場合、取扱食品や作業内容等に関して不明な点がある場合は、事前に洲本健康福祉事務所に問い合わせ、確認してください。

③ 出店手続に必要な書類は、すべて主催者が指定する期日までに提出してください。

なお、書類提出後は、次の事項を除き、申請内容の変更はできません。

ア 販売品目の変更

変更する際は、出店申請書の販売品目記入欄に変更後の品目と、変更した旨を記入して、再度提出してください。

イ 営業補助者の変更又は追加

新たに従事する者の「様式第 3 号 営業補助者登録申請書及び誓約書」を作成し、速やかに提出してください。

- ④ テント、給水施設、電気設備、集塵施設、吊看板、机、イス、ゴミ箱等の出店に必要な物品等の主催者による貸し出しはありませんので各自でご用意ください。

(3) 出店区画について

※出店区画は、申し込みの受付順に①から割り振らせていただきます。

また、出店権利の第三者への譲渡、並びに出店者間の権利の譲渡及び交換は禁止します。

【出店エリア】

- ① 出店区画は、上記に基づき主催者が指定する区画とする。
- ② 出店区画の規格は、以下のとおりとします。
キッチンカー（1 区画）：間口 5.0m × 奥行 2.5m
- ③ 出店区画以外のスペースを利用することは禁止します。
- ④ 休憩エリア、資機材等ストックエリアは設置しません。出店区画以外での資材等の保管は禁止します。
- ⑤ 油等、地面が汚れる可能性のある店舗は、段ボール、ブルーシート等による処置を必ず行うこと。
- ⑥ 備品及び商品の保全是出店者が行うこと。盗難、紛失など、主催者・事務局は一切の責任を負いません。

(4) 出店当日の営業時間等について

- ① 11 月 8 日（日）の資材搬入・店舗設営は 8 時 30 分からとします。
ただし、上記の時間については、変更となる場合があります。
- ② 営業終了時間（20 時 30 分）を徹底してください。
- ③ 資材搬出は、来場者退出後、主催者が指示します。（概ね 21 時 00 分頃）
安全確保のため、指示があるまで勝手に車を移動させることは認めません。
- ④ 開催状況等により、営業時間を変更する場合があります。
- ⑤ 資材の搬入等に使用する車両には通行許可書を発行しますが、1 店舗につき 1 台までと
します。

(5) 出店商品・販売に関して

- ① 法令を遵守し、公序良俗に反する物品の出店及び販売方法でないこと。
特に、商標登録など知的財産に関する違反行為には、十分ご注意ください。
法令及び公序良俗に反するものと主催者が判断した場合は、出店内容の変更の指示、場合によっては、出店中止の措置をとります。
例：危険物（劇薬、危険ドラッグ等）
極めてギャンブル性の高いもの
購入を強要するような販売方法
- ② 出店者は、販売価格に関して、原材料、通常価格を考慮し、消費者が購入しやすい価格設定にするとともに、他の店舗との調和に配慮すること。ただし、これは事前の申し合わせによる統一価格の設定を求めるものではありません。
- ③ 主催者が指定する区画以外を利用し販売することは禁止します。

- ④ 拡声器、マイクなどによる宣伝は禁止します。
- ⑤ 調理に炭を使用する場合は、煙の出にくいものを使用すること。煙により、近隣及び来場者から苦情等があった場合は、使用を取りやめていただくことがありますので、取扱いには十分注意してください。
- ⑥ お酒等の販売を行う者は、「車を運転する方の飲酒は禁止します」などドライバーへの飲酒の注意喚起を促すポップ等を作成し、掲示すること。

(6) 店舗の運営に関して

- ① 主催者が、「淡路島まつり」開催内容の変更及び中止を決定したときは、その指示に従うこと。（営業時間の変更、交通規制の内容変更など）
- ② 出店に必要な資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収は、周辺状況に配慮し、主催者の指示を遵守して行うこと。
- ③ 資機材の搬入・搬出及び店舗の設営・撤収時に生じた接触事故等に関して、主催者は一切の責任を負いません。
- ④ 周囲に対して美観を損なう行為、風紀を乱す行為は禁止します。
- ⑤ 交通規制の円滑な実施、来場者の安全確保等、まつりの実施に関し特に重要な事項であるので、主催者の指示に必ず従うこと。
- ⑥ 喫煙マナーを守り、お客様や周囲の人に配慮すること。
- ⑦ 主催者が交付する出店許可証を、店舗正面の見やすい箇所に掲示すること。
- ⑧ 主催者側で電気設備・ライト（灯り）・水（水道）等は用意いたしません。各自でご持参ください。
また、花火の観覧の妨げにならないよう、明るさについては、常識の範囲内で調整を行うこと。なお、主催者が適当でないと判断した場合は、指導に従うこと。
- ⑨ 露店等出店エリアに関係する交通規制はありませんが、大浜公園前道路（県道 76 号線）は駐車禁止です。
- ⑩ 搬入・搬出を含め、車を移動させる場合は、来場者等に注意し場内を徐行すること。

(7) 出店者の責任・補償

- ① 購入者の苦情等については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- ② 食品を販売する出店者は、食品衛生法及び関連法令の法規定並びに衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店者各自が自主責任として、食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意すること。
また、衛生管理などについては、出店者の責任において対応すること。
- ③ 万一、事故等が発生した場合、速やかに警備本部（大浜公園内）に報告し、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。
- ④ 主催者、警察、消防及び保健所等、関係機関より指導があった場合は従うこと。
- ⑤ 出店に際して生じたトラブルについては、出店者が一切の責任を負うこと。
- ⑥ 出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難・紛失・火災・損傷・事故・気象災害などに対して、主催者はその損害を補償しません。
- ⑦ 事故等が発生した場合は、第一に現場の安全を確保の上、速やかに警備本部に報告し、指示に従うこと。
- ⑧ 店舗の装飾などは、地震や突風などにより転倒、落下、移動等しないように確実に固定

取り付けを実施し、来場者に危害が加わらないように確実に養生して安全を確保してください。

(8) 衛生・原状回復に関して

- ① 食品を取扱う出店者は、洗浄・消毒設備等、衛生面に留意し、健康福祉事務所の指導があった場合は、その指導に従うこと。
- ② 出店により発生したゴミは、主催者が指定する方法により排出すること。
- ③ 出店区画及びその周辺、排水溝等にゴミ・油・残さ等の廃棄をしないこと。
- ④ 出店区画及びその周辺が、油・飲料等で汚れが生じないよう処置すること。また、お客様の飲食時に会場周辺が汚れないよう、飲食物は携行に耐える器等に入れて販売すること。
- ⑤ 出店区画及び周辺については、営業中常に清潔な状態を保ち、営業終了後は出店区画及び周辺を清掃すること。
- ⑥ 「淡路島まつり」終了後は、出店区画の原状回復を行うこと。飲食物等により出店区画が汚れた場合は、出店者が責任をもって清掃をすること。
- ⑦ 出店に必要な機材、造作等すべて出店者負担とし、販売終了後、原状回復すること。

(9) 出店料及び営業補償の考え方

出店料は、「淡路島まつり花火大会」の開催期間の出店を対象としています。

また、販売品目等に関わらず出店料は同額とします。

なお、「淡路島まつり」の中止に関しては、下記のとおり取り扱いとします。

- ① 荒天（台風等）、周辺での火災、開催を妨害する行為など主催者の責めに帰さない事由により開催中止または営業時間が短縮になった場合、出店料は返金いたしません。また出店に伴う損害の補償も行いません。
- ② 会場レイアウトの変更や気象状況、地震等の災害及び事故等による来場者の減少など、いかなる理由であっても、主催者は営業に関する補償を一切行いません。（出店料の返金もいたしません。）また、営業物品その他の買取なども一切行いません。
- ③ 禁止事項をはじめ、募集要項に反する行為や主催者の指導に従わない場合、出店期間中であっても即時閉店とし、出店料は返金いたしません。また出店に関する損害も補償いたしません。
- ④ 10月30日（金）までにキャンセルの連絡があった場合のみ、全額を返金いたしますが、10月31日（土）以降、キャンセル等で出店しない場合、並びに主催者の責めに帰さない事由（気象状況、地震等の災害の発生及び開催を妨害する行為など）により、主催者が開催内容の全部、または一部を中止した場合、また、営業時間を変更（短縮を含む）した場合等、いかなる場合も出店料は返金しません。

(10) 営業活動に伴う保険の取り扱い

- ① 出店により生じた第三者への損失補償などに備え、各出店者は、その責任において必要な保険に加入し、加入証の写しを提出すること。
- ② 保険事故が発生した場合は、第一に現場の安全を確保のうえ、速やかに警備本部に報告し、指示に従うこと。

(11) 暴力団排除に関して

- ① 兵庫県暴力団排除条例及び洲本市暴力団排除条例を遵守すること。また、同条例に基づき主催者が行う事務手続に積極的に協力すること。
- ② 自己（出店申請者）及び営業補助者又は自社並びに自社の役員及び関係者等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この様式において「暴力団」という。）
 - イ 同一生計者に暴力団員がいる者
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している。
 - エ 暴力団員に対して賃金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- ③ 主催者以外の者から出店に関する金銭の要求を受けた場合は、これに応じず、速やかに警備本部並びに警察に届け出ること。

(12) ガスコンロ等の火気器具の使用に関して

- ① ガスコンロ等火気を使用する出店者は、店舗に消火器（ABC 消火器 10 型）を設置すること。また、火災発生に備え、消火器（使用期限の切れていないもの）の設置場所を確認し、初期消火の準備をして取扱い方法を習熟しておくこと。
※消火器は、出店者が準備すること。
- ② ガスホースは、ガス漏れ事故を防ぐため、器具との接続部分をホースバンド等で締め付けるとともに、適正な長さで取り付け、ひび割れ等の劣化がないか使用前に点検すること。
- ③ プロパンガスボンベを使用する場合は、直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置し、必要に応じて転倒しないよう鎖等で固定すること。また、火気とは2m以上離して管理すること。
- ④ カセットボンベ式コンロを使用する場合は、コンロより大きな鉄板や鍋などを使用したり、2台以上並べて使用した場合、ガスボンベが高温となり内圧の上昇により爆発火災になる危険性があります。使用にあっては取扱説明書を確認して適正な取り扱いをすること。
- ⑤ 店舗内で使用する機器は、防火防災材を使用すること。
- ⑥ LPガス用の器具を使い、ひび割れしているゴムホースは使用してはいけません。
- ⑦ LPガスボンベは転倒しないよう設置し、火気と概ね2m以上離れた位置もしくは不燃材料（12mm以上の石膏ボード等）で遮蔽した位置に設置してください。
- ⑧ LPガスボンベは転倒しないように設置し、ひもなどで固定してください。
- ⑨ カセットコンロを使用する場合は、正しい取扱いをしてください。
- ⑩ ゴムホースの接続部には、抜け防止用のホースバンド等を使用してください。
- ⑪ まき、炭等を使用する際には、みだりにその場を離れず、後始末を確実に実施してください。
- ⑫ 水が掛かる場所の電気器具は、防水性能を有しているものを使用してください。

- ⑬ 電気配線には、照明器具等の荷重がかからないようにしてください。
- ⑭ 危険物容器を使用する場合は、消防法令に適合したものを使用し、取扱説明書に基づき、正しく使用してください。また、容器のキャップを開ける前には、必ず安全な場所で圧力を抜いて使用してください。
- ⑮ 玩具用煙火は、たばこ等の火で容易に着火しないよう、蓋のある不燃性の容器等に入れるか、防災処理をした覆いをしてください。
- ⑯ 火気器具を使用する出店者は、申請書の持込機器欄に記載すること。申請のない火気器具の持込みは認めません。

(13) 電源について

- ① 主催者で電気設備は用意しませんので、必要な場合は、各自でご用意ください。
なお、発電機を持ち込む場合は、＜様式第1号 出店申請書＞に記入してください。
- ② 発電機を使用する場合は、以下を必ず遵守してください。
 - (ア) 燃料の給油は発電機を停止させ、周囲に火気のないことを確認のうえ、給油してください。
 - (イ) 規定容量より多くガソリンを入れないでください。
 - (ウ) 発電機を囲ったり、周囲に燃えやすいものを置かないでください。
 - (エ) こぼれたガソリン・オイルはきれいに拭き取ってください。
 - (オ) 発電機は地盤が硬く平坦で安定した場所に置いて使用してください。
燃えやすい物の上に置かないでください。
 - (カ) 運転時は移動や傾斜をさせないでください。
 - (キ) 高温な場所にガソリン携行缶や発電機を放置しないでください。
 - (ク) 発電機を建物や設備から1m以上離してください。

(14) 駐車場について

露店エリアについては、区画後ろに1台分スペースを設けております。
それ以外の駐車場については、周辺の有料駐車場をご利用ください。専用駐車場はありませんので各自で確保願います。その際の駐車料金は各自で負担して下さい。
場内に駐車する車については、出店者自らが車輪止めを用意し、設置すること。
また、駐車する際は、県道に沿うように横向きに駐車すること。

(15) 水道

主催者では、水（水道）を用意いたしませんので、必要な方は、各自でご用意下さい。

(16) 汚水

調理・飲食等で発生した汚水のトイレや側溝などへの処分は厳禁です。
汚水は必ずポリタンク等で持ち帰ること。

(17) その他

募集要項及び遵守事項において補足の必要が生じた場合は、「淡路島まつり」のホームページに適宜、掲載します。